

品川区ひとり親家庭住宅入居支援事業について

1. 事業内容

(1) 初回保証料の助成

民間賃貸住宅と賃貸借契約を締結する際の保証会社に支払う初回保証料の助成。(上限10万円とする。)

(2) 対象者

- ・品川区内に引き続き6か月以上居住しているひとり親家庭の児童扶養手当を受給している母もしくは父であって、賃貸借契約上、連帯保証人を立てることができないこと。
- ・生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けていないこと。
- ・転居先が引き続き品川区内であること。

(3) 事前相談

事前相談を基本とし、生活状況の聞き取りなどをおして、民間賃貸住宅を借りてからの生活が自立可能かどうかを確認。

必要に応じ就労相談や生活の相談を受け、自立生活に向けた支援につなげる。

(4) 住宅相談会

東京都宅地建物取引業協会品川支部の協力のもと開催。

【開催日時】① 令和2年1月25日(土) 午前10時～正午

② 令和2年2月2日(日) 午前10時～正午

【会場】きゅりあん 3階母子父子福祉室

【内容】① 貸す側の立場での住宅探しのポイント説明

② ひとり親家庭のしおりによる支援内容の説明。

③ 個別に時間を設けての個別相談。

(5) 住宅探しにあたって、ひとり親家庭一時介護事業を利用できるようにする。

2. 周知方法

(1) 事業周知のちらし(別紙のとおり)

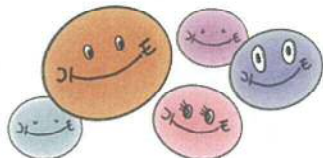
(2) 住宅相談会については、広報しながわ12月21日号掲載。

ひとり親家庭の住まいについて

生活の基盤である住まいの確保は、安心・安全の要です。

何らかの事情で現住居や実家に住めない場合、ひとり親家庭の住まいには、主に以下の選択肢があります。それぞれにメリット・デメリットがあるので、ご家庭の生活状況や経済状況から、住まいに求める優先度を決めて選びましょう。

1. 民間賃貸住宅を探す

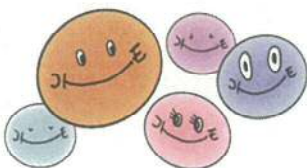


- 自分の生活に合った場所や住まいを選択できる
- 安定した収入を求められ、敷金・礼金・仲介手数料の初期費用が必要となる。

新たに、「初回保証料」の助成が受けられるようになります。

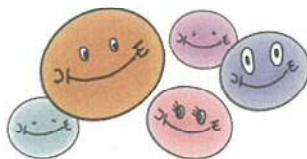
連帯保証人が立てられない方のために、民間賃貸住宅と賃貸借契約を締結する際、保証会社に支払う初回保証料を助成します！ ご相談ください。

2. 公営住宅（都営・区営）に申し込む（※）



- 所得が低い世帯向けで、家賃が低めである
- 居住要件や年収要件があり、公募のため入居時期が限られる
- 抽選等で入居者を決定するが、応募倍率が非常に高い

3. 母子生活支援施設に入所する



- 施設の職員が相談に応じ自立への支援をしてくれる
- 支援を必要とする母子のみが入所できる

※ 詳しくは裏面をご覧ください。



は、厚生労働省「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」ロゴマークです。

そのほかにも、UR賃貸住宅、東京都住宅供給公社（JKK東京）の賃貸住宅があります。また、離職者で就労能力・意欲ともにある方は「住居確保給付金」を受給できる可能性があります。詳しくは品川区暮らし・しごと応援センター（03-5742-9117）にお問い合わせ下さい。なお、一時的な住まいとしては、敷金や保証制度が不要のマンスリーマンションやウィークリーマンションがあり、家具は予め備え付けられているなど高い利便性が特徴です。

（※）公営住宅について、都営住宅は、JKK東京 都営住宅募集センター（03-3498-8894）に、

区営住宅は、品川区役所 住宅課住宅運営担当（03-5742-6776）にお問い合わせ

【裏面へ】

母子生活支援施設をご存知ですか？

母子生活支援施設とは、児童福祉法第38条に基づく児童福祉施設です。

一定の入所期間の中で、施設職員の支援を受けながら自立に向けた準備を行います。（所得に応じ費用負担あり）

身近に相談できる人がいない…

将来が不安…

相談できる人が欲しい！

急にひとり親に…

子どもと一緒に

住む家がない

安定した仕事に就いて

経済的に自立したい！

家を借りるお金や

引越代を貯めたい！



未婚で出産、

この先どうしよう…

このようなお悩みは「ひとり親相談係」まで

品川区子ども家庭支援課ひとり親相談係

電話 **03-5742-6589**

■来所でのご相談も受け付けています。（要予約）

品川区役所 本庁舎 7階

平日 午前8時30分～午後5時15分